

令和7年度 呉市週休2日適用工事の一部改正について

令和 7年 6月 1日
都市部技術監理室

1 趣旨

「呉市週休2日適用工事」は、国が示す働き方改革の一環で、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とし、労働者のワークライフ・バランスの改善や将来の担い手確保のために実施するものです。

2 対象工事

(1) 週休2日適用工事

ア 発注者指定型

請負対象金額7千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額7千万円未満の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日交替制適用工事」は、「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

(3) 完全週休2日及び完全週休2日交替制適用工事

(1)アのうち、請負対象金額3億円以上の工事（港湾工事、営繕工事及び農林土木工事は除く）については、完全週休2日での施工を、原則、受注者希望型で実施するものとする。

3 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

『週休2日適用工事等実施要領（R7.6.1改訂版）』（以下「実施要領」と言う）の表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、実施要領の表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、実施要領の表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、原則、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。ただし、完全週休2日対象工事については、原則、完全週休2日の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休2日対象工事について、完全週休2日の取組を希望しない工事については、直近の変更契約の際に、月単位の週休2日補正係数に変更する。また、完全週休2日が未達成の場合は、月単位の週休2日補正係数により設計変更を行う。

発注者指定型で、月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

営繕工事においては、実施要領の別紙1に定めるところにより、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

農林土木工事においては、実施要領の別紙2に定めるところにより、補正を行うものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

実施要領の表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、実施要領の表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、実施要領の表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、原則、月単位の交替制補正係数を乗じたもので発注する。ただし、完全週休2日交替制対象工事については、原則、完全週休2日交替制の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休2日交替制対象工事について、完全週休2日交替制の取組を希望しない工事については、直近の変更契約の際に、月単位の交替制補正係数に変更する。また、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の交替制補正係数により設計変更を行う。

発注者指定型で、月単位の交替制4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

営繕工事においては、実施要領の別紙1に定めるところにより、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

農林土木工事においては、実施要領の別紙2に定めるところにより、補正を行うものとする。

表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

(3) 営繕工事における予定価格の積算

営繕工事の発注者指定型と受注者希望型については、月単位の週休2日（4週8休以上）を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出するものとする。（※実施要領・別紙1参照）

4 適用

令和7年6月19日以降に公告、随意契約する建設工事

5 その他

発注者指定型の週休2日適用工事は、設計書の表紙に『週休2日適用工事』もしくは『週休2日適用工事（完全週休2日）』と記載しています。